

## 論文審査の結果の要旨

申請者氏名 橋本 禪

---

地域計画を研究する諸学問分野では、約三十年に亘り住民参加が研究されていながらも、その実践を裏付ける学問的知見が未だ十分でない。本論文は先ず、計画学及びその周辺学問領域である政治学、社会学、行政法学等の既往研究を手掛かりに、住民参加を批判的に検討し、計画学における住民参加に関する規範理論(参加適格主体、合意形成、利害調整の枠組)を構築している。次いで、計画策定過程における住民参加を実践する自治体において実態を把握し、規範理論と実態との乖離を把握・分析し、その機構を解明すると共に、生じている諸問題に対する改善策を提言している。実態把握の対象は、精密な参加の実施可能性を考慮に入れ、地区土地利用計画の策定過程への住民参加に限定している。

序章では、研究の背景を述べ、本研究の基本姿勢、目的及び研究枠組を示している。続く第一章では、行政過程への住民参加の起源及び現在に至る発展過程を概観し、現行行政における住民参加制度及びその問題点を整理・検討している。第二章では、政治学、行政法学及び計画学の周辺応用科学における住民参加に関する言説を整理し、後章における議論の素地を形成している。

第三章では、対象を地域計画に限定し議論を進め、先ず、計画が有する公益実現と価値配分の側面に着目し、計画区域内への居住の有無を基準に公益の「受益者」を、計画による法的権利利益(財産権)への影響の直接性を基準として、計画により価値が配分される「負担者」を特定し、両者を計画策定過程への参加適格主体とする。次いで、各主体間での価値配分の調整の必要性について論じ、調整が計画実現手段の組合せにより実現されること及び調整の規範的枠組を提示している。更に、計画策定過程を作業内容の相異により五段階に分節化し、各段階の争点と参加意義を明確にしている。

第四章では、議論の対象を土地利用計画に限定し、先ず土地利用計画を巡る法的問題に関する議論を基に、参加適格主体の精緻化を図り、次いで、計画の実現手段をそれぞれ土地利用区分及び規制、建築物の形態等規制、施設整備、産業振興、自主活動に五分類し、各実現手段が有する機能とそれによって配分される価値の明確化を試みる。ここで、各実現手段による価値配分に関係する参加適格主体の特定を行うと共に、計画の実現手段を用いた参加適格主体間の価値配分及び調整の可能性を論じている。

第五章は、我が国における法定土地利用計画を巡る諸問題とこれに対する自治体独自の取組み経過及び問題点を論じ、次章より始まる実態把握及び分析の背景づけを行っている。

第六章から第九章までの各章では、山形県飯豊町、静岡県掛川市、兵庫県篠山市、長野県穂高町について、住民参加を規定する制度枠組、参加適格主体の意向を代表する計画組織の編成とその他の参加適格主体の参加機会、主体間の合意形成と利害調整、及び計画の実施状況・方針について、第三、四章に構築した規範理論に基づく分析を行い、各事例地区における取組み実態の詳細な報告をすると共に、実態と理論との乖離及びその機構を解

明している。

何れの事例自治体においても、行政は、当該区域に存する住民自治組織が計画の策定及び実施に際して有効に機能することに期待を寄せていた。住民等は、自治組織を中心とした旧慣的な組織編成と運営の方法を採るが、その一方で、計画組織の成員は一部の参加適格主体に大きく偏倚する傾向にある。また、その他の参加適格主体と計画組織との情報交換の不全及び直接的な参加機会の限定を背景に、両者の隔絶が進み、策定される計画の内容は偏向の可能性を有している。しかし、現行の制度はこうした可能性を十分に是正する様には設計されていない。また、策定される計画には、全ての参加適格主体の間における価値配分及び調整が一応は予定されているものの、計画組織とその他の参加適格主体の隔絶を背景として十分な計画の協力体制が構築されていない。そのため、策定された計画のうち、制度的に履行される実現手段しか機能し得ず、結果として、当初計画に予定された価値配分及び調整が十分に履践されない実態を明らかにしている。終章では、この様な事例地区における実態と規範理論との乖離の一般傾向を整理し、計画の策定及び実施段階で生じる諸問題に対する改善策を、制度面と技術面の両側面から提示している。

以上、本論文は、学際的な研究視座から精緻な議論により地域計画学における住民参加に関する規範理論を構築すると共に、丹念な現地調査に基づき、規範理論と実態との乖離とその機構を解明し、更にはその改善策を提示したもので、学術上、応用上、貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士(農学)の学位論文として価値あるものと認めた。